

千葉県社保協通信

2014年度 — No18 2015年 5月20日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センタービル 3F

TEL:043-225-6790 FAX:043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

高齢者が安心して医療にかかれるよう役割発揮求め 広域連合事務局と懇談

県社保協

後期高齢者医療制度保険料の軽減特例措置の段階的廃止が狙われています。千葉県社保協は、5月15日午前、すべての高齢者が安心して医療にかかれるよう保険者としての役割を発揮することを求め、県後期高齢者医療広域連合事務局と懇談しました。

県社保協実施の「後期高齢者医療アンケート」調査では、保険料滞納者は所得200万円以下が9割を占めています。保険料の軽減特例措置が廃止されれば、払えない人がさらに増えることは明らかです。

保険料滞納を理由とした「短期被保険者証」の発行は、25年度8月1日時点で県内41市町村780人にのぼっています。病院での窓口医療費が払えないために治療を中断する事例も報告されています。

要請事項は、①保険料の軽減特例措置の段階的廃止はやめ、継続するよう国に要請すること。②国の定率負担金の拡充を要請すること。③次期保険料は引き下げを。④一部負担金の軽減・免除制度の拡充。⑤すべての被保険者に正規保険証を交付すること。の5項目。

社保協からは保険医協会、民医連、千商連の代表ら5人が出席、「住民の生活実態にしっかり目を向け、保険者として役割を発揮して」と要請に対する文書回答を求めました。広域連合は総務課、資格保険料課、給付管理課の各課から4人の職員が出席しました。



“年金は憲法25条に基づく生きるための保障”

署名推進のための 学習会開く —千葉労連・年金者組合県本部・県社保協—

5月14日、自治体福祉センターにて開催した労連・年金者組合・社保協の三者共同による「年金学習会」には、30人が参加しました。講師は年金者組合県本部書記次長の疇正博さん。「若い人も高齢者も安心できる年金制度を！」署名をおおいに推進するために開いたものです。

サブテーマは「年金削減でない、もう一つの年金財政再生の道」50分の講演の中で疇さんは「マクロ経済スライドによる年金削減は、世代間の対立につながる」と指摘。現役労働者の雇用条件改善こそ年金財政再生の道と話しました。年金削減で「最も被害を受けるのは若い人」であり、「経済の資金循環を阻害し、国民の購買力を減少させ景気を悪化させる」とも。さらに「最低保障年金制度」は世界の常識であり、制度創設により、無年金・低年金問題は解消、男女間格差、制度間格差の緩和につながるかと話しました。

参加者からは「若い人に署名広げるのが難しい」の声や率直な質問も出されました。

「年金制度は、憲法25条に基づく生きるための保障。高齢期の所得保障にとりて、若い人にとっても高齢者にとっても安心の年金を求める署名の意味がストーンと腑に落ちた」などの感想が聞かれました。

